

一 文 献 史 料 に 見 る 江 馬 氏 の 歴 史

大下 永

一 はじめに

本稿では、文献史料をもとに江馬氏や江馬氏城館跡の歴史的背景を整理する。飛驒の江馬氏は戦国時代末期に断絶した家のため、残された史料は少なく実態が不明な部分が多い。また、その出自や断絶した詳細な経緯も不明である。そのような中でも葛谷鮎彦（葛谷鮎彦一九七〇）や小島道裕（小島道裕一九九六・一九九八・二〇〇三）によつて、史料をもとにした江馬氏関連の事績が整理されている。これらの先行研究で明らかになつてゐる部分を含め、本稿ではある程度確かな史料の記載をもとに、江馬氏関連の事項を編年で再整理する。そのため、本稿では同時代史料や、近い年代に作成された二次史料の記載を基本として引用する。近世以降に作成された編纂物や軍記物の記載内容については、これらの史料に関連する場合のみ言及する。なお、本稿で引用する史料やそれをもとに作成した年表（表1）を末に掲載するので合わせて参照されたい。

二 江馬氏の出自の謎

江馬氏の出自及び飛驒に土着した時期・経緯については信頼できる史料を欠く。葛谷鮎彦は、近世以降の編纂物の記述を中心とする数ある江馬氏の出自説のうち、鎌倉北条光時の末裔、もしくは鎌倉

北条時盛、政俊の末裔である説が「比較的うなづき得る」としている（葛谷鮎彦一九七〇）。小島道裕も、伊豆国田方郡江馬庄（現在の伊豆長岡町付近）との関連を重視した（小島道裕二〇〇三）。小島によると、当該地は北条氏の所領であり、北条義時・泰時が江馬（江間）四郎・太郎と名乗り、泰時の弟からはじまる名越氏も江馬と称される等関連を想定している。このように確かにところは不明であるが、鎌倉幕府執権北条氏の一族か、北条氏の被官である伊豆の江馬（江間）氏の一族が高原郷に移り住んだことが、先行研究から導き出される可能性の一つとして想定される。なお、天文十一年（一五四二）に江馬氏の一族である「江馬左馬助」が本願寺を訪れた記録が『天文日記』に見える。その際、江馬左馬助は伊勢氏の末裔と自称している（史料²⁵）。これも葛谷が指摘する通り、十六世紀前半代における江馬氏と伊勢氏の繋がりに起因するとも取られるため、出自についての信頼できる記録とは言えない。

いずれにしても、現状では江馬氏の出自について、詳細は不明と言わざるを得ない。

三 室町幕府の武士としての江馬氏

（一）江馬氏の初見史料

飛驒の江馬氏が文献上で確認できるようになるのは南北朝期のこととで、初見史料は『天龍寺造営記』暦応5＝康永元年（一三四二）の記録である（小島二〇〇三、史料1）。天龍寺造営の儀礼において「江馬左近将監忠継」が将軍の警護等を行う役目をもつ小侍所の武士として、佐々木佐渡判官入道の進めた馬を引いたと記録される。佐々木佐渡判官入道は、後に飛驒国守護となる京極高氏（導誉）で

あり、馬を引いた江馬忠繼も幕府直属の武士であつたと考えられる。

(史料7～11)。

(二) 室町幕府の武士としての江馬氏

十四世紀後半になると、公家の山科家に伝來した史料『山科家文書』に江馬氏に関する記述が散見される(史料2～6)。応安五年(一三七二)から嘉慶二年(一三八八)までの記録では、「江馬但馬四郎」「江馬能登三郎」「江馬民部少輔」という人物が確認できる。この三人の出自や系譜は明らかでないが、高原郷で伝えられる江馬氏と同族と考えられる。

このうち「江馬但馬四郎」は管領の細川頼之や斯波義将から、広瀬郷(現在の高山市国府町)の領主であつた広瀬氏を通じて守護被官人の垣見氏の押領(所領を力づくで奪い取ること)を排除するよう室町幕府の公務執行命令を受けている。逆に「江馬能登三郎」は、山科家領であつた飛驒国江名子(現在の高山市江名子町付近)や松橋(不明)を押領したとある。また、「江馬民部少輔」は、山科家領に関する段錢(税のこと)の催促を止める室町幕府の公務執行命令を受けている。これらの史料から十四世紀末には高原郷にいた江馬氏の一族が、室町幕府から地域を代表する武士と認識されたその公務を執行し、あるいは逆に反抗する勢力を保持していたことが分かる。

その後、十五世紀後半には江馬氏は幕府の有力者とのつながりを持つた武士として成長する。山科家の十五世紀代の記録である『山科家礼記』には、文明三年(一四七一)・同四年(一四七二)に

「江馬左馬助」が室町幕府より、姉小路氏とともに山科家の所領を回復するよう公務執行命令を受けた他、管領細川勝元から飛驒国に關して幕府の命令を守るよう指示を受けたことが記録されている

さらに公家の烏丸家に伝わった『烏丸家文書』によつて、文明六年(一四八四)に地下人に押妨されていた飛驒国小八賀郷(現在の高山市丹生川町付近)の烏丸家領について、「江馬三郎左衛門元経」が代官に任命されたことが分かる(史料12・13)。

同じころの延徳二年(一四九〇)、京都相国寺の塔頭・鹿王院蔭涼軒主の日記である『蔭涼軒日録』には、江馬氏が相国寺の仏事錢を納入した記録が見える(史料15)。この中で江馬氏は赤松・武田・大内などの有力な守護と並んだ位置づけがなされている。このころには単なる国人領主ではなく、応仁・文明の乱を通じて成長し、守護と同等の存在としてみなされた可能性が想定できる。

また、京都の北野天満宮の日記『北野社家日記』には、延徳三年(一四九一)・同四年(一四九二)に「江間殿」が室町幕府奉行人松田長秀・飯尾為規から北野社領飛驒国荒木郷の回復を命じられ、以後、江馬氏が荒木郷内の北野社領について所領經營を委任されたことが記されている(史料16・17)。同史料には使者として「和尓平太」という者が見え、江馬氏の家臣として和尓(和仁)氏の存在が確認できる(史料18)。

以上の史料から、江馬氏は本拠の高原川流域に留まらず、現在の荒城川流域にまでその勢力を拡大し、十五世紀後半の段階で飛驒国の有力な武士として室町幕府との関係を保っていたことが分かる。

(三) 江馬氏による饗應の記録

長享三年(一四八九)五月、禪僧の万里集九が記した『梅花無尽藏』には、東国歴遊の後に越後経由で美濃へ帰る途中、高原の江馬氏の館を訪問した記録がある(史料14)。その際、万里集九は「江

馬閣下」より「華膳」をもつてもなしを受けたとある。さらに、「満盤の風味、江湖に置く」とあるのは、池を伴う庭園を眺めながら饗応を行つたと理解することができる。これは江馬氏邸宅での饗応の記録として、現段階で確認できる唯一の史料である。その後、荒木郷の安国寺に立ち寄つた万里集九は、出立の際に江馬氏より馬三頭と人夫十四人の提供を受けていた。ただし、人夫達の「懶」（怠ける）を馬上から叱りつけた、とあるように江馬氏の手配した人夫達の態度に万里集九は不満を抱いた様子である。

四 戦国時代の江馬氏

(一) 姉小路氏との争い

戦国時代になると動乱の中での江馬氏の活動が見える。十六世紀初めごろの江馬氏に関する記録は少ないが、決して争いに無関係ではなかつた様子が見える。古川郷の領主であつた姉小路濟継は、飛驒国内の錯乱に対応するため、永正十四年（一五二七）に普段居住していた京都から飛驒に下向する。濟継と旧知の仲であつた公家の中御門宣胤の日記『宣胤卿記』には、「國儀江馬没落属理運云々」とある（史料¹⁹）。これは飛驒に在国していた濟継からの手紙の内容を記したものであり、当時飛驒では姉小路氏と江馬氏が争つていたことが想像できる。

(二) 三木氏との縁戚関係

天文年間になると、江馬氏は南飛驒を本拠としていた三木氏と縁戚関係を結んでいた。この経緯については谷口研語が整理している（谷口研語二〇〇七）。それによると、当時の三木氏当主・直頼の嫡男・良頼に江馬氏の娘が嫁いでいる。しかし、この娘は婚約の前

後に体調を崩し、天文八年三月頃には一時回復したもの（史料²⁰）、天文九年（一五四〇）正月に没している（高野山不動院過去帳、史料²¹）。その後の時期に三木氏居城の桜洞城下に来ていた能衆の対応について、三木直頼は亡くなつたばかりの娘の実家の江馬氏に憚つて興行を取りやめている（史料²²・²³）。いずれにしても三木氏は江馬氏への対応に相当の配慮を行つていてることが伺える。なお、同年八月に三木氏は東美濃へ出兵している。江馬氏も姉小路三家（古川氏・小島氏・向氏）や廣瀬氏とともに三木氏に合力し兵を出している（史料²⁴）。このことからも、江馬氏と三木氏の結びつきが想像できる。

(三) 武田氏・上杉氏との狭間で

十六世紀中ごろになると、飛驒の諸将は、甲斐の武田氏と越後の上杉氏という二大勢力の狭間で揺れ動く。永禄二年（一五五九）十月、武田信玄から麻生野右衛門大夫に宛てた書状がある（史料²⁵）。麻生野氏は現在の神岡町麻生野を本拠とし、江馬氏の傍流と伝えられる一族である。信玄は「□木口（荒木口か）百貫之所」を麻生野に与え、さらに忠節あれば一途の所を与えるとしている。この史料からは江馬氏方の人物が武田信玄に通じていた状況が推測できる。

永禄三年（一五六〇）、江馬輝盛は荒木郷折敷地（現在の高山市丹生川町折敷地）の住吉神社に鰐口を寄進している（史料²⁶）。なお、折敷地の南西方面の山中に位置する千光寺には天文十五年（一五四六）に三木直頼が梵鐘を寄進している（千光寺藏梵鐘銘）。このことから、この時期は小八賀川流域が三木氏、荒城川上流域が江馬氏の領域として認知されていたと推定できる。

一方、江馬氏と上杉氏の繋がりも史料から確認できる。永禄七年（一五六四）から十二年（一五六九）の間のいずれかの時期に河上式部少輔宛てに村上国清から出された書状（史料²⁸）では、江馬氏と上杉氏が通じている様子が分かる。村上国清は武田信玄に信濃を追われた村上義清の息子であり、この史料によると国清が上杉氏に飛驒の取り次ぎに任じられ、さらにその家の若林采女丞が実際に飛驒を往来していたと想定される。また、江馬氏側の取り次ぎは家臣である河上式部少輔が担当していたことも確認できる。さらに永禄七年のものと想定される七月二日付で上杉輝虎から河上伊豆守・中務小輔に出された書状によると、上杉氏は織田信長に使者を出す際、飛驒国内を通過するにあたって便宜を図るよう江馬輝盛に依頼している（史料^{31・32}）。このころ江馬氏は、武田・上杉という国外の有力な戦国武将と気脈を通じていたことが史料から確認できる。

（四）永禄七年の武田勢による飛驒侵攻

永禄七年（一五六四）夏、武田信玄の重臣・飯富三郎兵衛（後の山県昌景）率いる軍勢が飛驒に侵攻したとされる。これを直接的に示す同時代史料は見当たらないが、この年のものと推定される六月九日付け山村三郎左衛門尉・千村右衛門尉宛てた信玄の書状には「飛州の模様かの口上あるべく候」とあり、飛驒国の情勢を報告するよう求めている（史料²⁹）。信玄はさらに六月十五日付で飛州における乱妨狼藉を禁止する禁制を交付し（史料³⁰）、七月十九日に「飛州に向かい出勢」の戦勝祈願を諏訪大社に依頼している（史料³³）。これらの複数の史料から、武田軍が七月下旬以降、飛驒に侵攻したことは事実と言えよう。この侵攻の詳細な経過は不明であるが、三木良頼は上杉方であり、江馬氏は時盛が武田方、輝盛が上

杉方と分裂していた模様である。同年のものと推測される十月二十日付で上杉家臣の河田長親から江馬氏家臣の川上中務丞に宛てた書状には「時盛再乱」とある（史料^{35・36}）。この文書は事件の経過や処理について触れたものであるが、これによると江馬時盛が武田に組して乱を起こし、さらに以前にも同様の事態があつたと想定できる。そして、上杉方が川中島で武田軍を押さえたことで、飛驒国内に侵攻していた武田軍は撤兵し、時盛は窮して降伏した。八月七日付の山村三郎九郎宛に武田信玄が出した感状では、撤退の際に「檜田次郎左衛門尉」を討ち取ったことを賞している（史料³⁴）。

檜皮次郎左衛門尉は現在の高山市高根町日和田付近の武士と想定され、この文書の発給日直前が武田勢撤退の基準と言えるだろう。同年十二月二十三日、江馬時盛は上杉氏に血判誓紙を提出し（史料³⁷）、以後は史料上から姿を消す。この時期に江馬氏の家督は輝盛に移ったものと想定される。以後、江馬輝盛は基本的には上杉氏に組したものと考えられるが、一点気になる史料がある。永禄八年五月、武田信玄は具足を輝盛に贈るために各関所に使者・三井市蔵の道中の通行を指示している（史料³⁸）。前年の飛驒侵攻では敵対した輝盛に対しても、信玄は繋がりを求めていたと考えられる。

（五）江馬輝盛と上杉氏との関係

江馬輝盛は上杉氏の越中侵攻にも関わっている。永禄十一年（一五六八）、北越後村上の本庄繁長が武田氏に通じて上杉氏と対立した。さらに同年八月には越中松倉城主の椎名康胤が武田方についた。これに対応するため、上杉輝虎（謙信）は越中に侵攻している。この時期、飛驒の武将は三木良頼がしばしば文献に現れる。良頼は上杉氏に情報提供を行い、或いは椎名氏との和睦の仲介を行っている

とめると、基本的に上杉方に軸を置きながら立ち回っている様子が分かる。江馬時盛・輝盛の対立は、永禄七年の武田軍の飛驒攻めで表面化し、武田軍が撤兵することで武田方の時盛は降伏し、上杉方であつた輝盛が当主となつた。その後、上杉謙信の越中侵攻に影響され、元亀三年には上杉方として輝盛が越中に参陣している。しかし三木氏は良頼から自綱に代が替わると織田氏に接近し、江馬輝盛も謙信が死去後には次第に変節し、天正一〇年段階では織田方に付いていることが分かる。

このように戦国時代の飛驒国は東西南北の戦線における空白地帯として機能していたと考えられる。さらに江馬氏や三木氏といった飛驒の武将たちは、周辺の情報をいち早く収集して対岸の勢力に伝えることで激動の時代における一役を担つていたと言えよう。なお、この時期に江馬氏が越中・中地山城の城主であつたという近世以降の伝承について、一次史料では確認できない。

五 八日町の戦いでの敗北とその後

(一) 八日町の戦いと輝盛の戦死

天正十年（一五八二）、本能寺の変で織田信長が没すると、飛驒国内の情勢も不安定となり、江馬輝盛と三木自綱が争うに至つた。

決戦はその年の十月二十七日、両氏の領地境である荒城郷八日町（現在の高山市国府町）において行われたと伝わる（図1）。戦い

の結果、江馬輝盛は敗れて討死にし、江馬家の重臣も多数死亡した。翌二十八日、高原郷に攻め入った三木方の小島時光によつて、江馬氏の本城である高原諏訪城は落城した。この経緯は飛驒市古川町太江にある寿楽寺の大般若經裏書に伝えられている（図2・史料⁵²）。

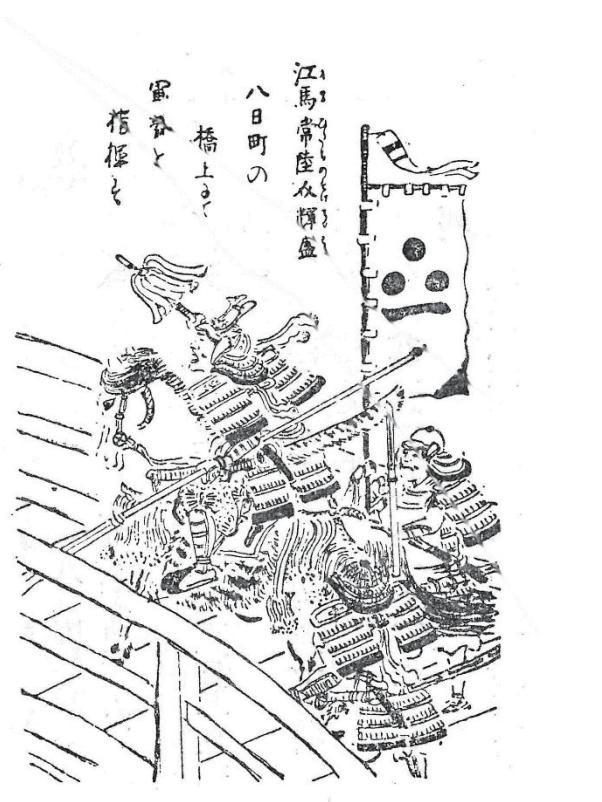


図1 八日町の戦いで指揮を執る江馬輝盛
（『斐太後風土記』より）

また、高野山不動院の過去帳にはその当日に死亡した人物として、殿村（現在の神岡町殿）の「義本清忠禪門」（施主欄「江馬殿内川上左衛門進」）や宮原村（現在の高山市上宝町宮原）の「等覺院天眼常通禪定門」（富奥甚助）が見える（大下永二〇二〇b）。この史料からも、合戦の事実や江馬氏方の武将の戦死が裏付けられる。

(二) 八日町の戦い後の江馬氏の後継者・時政

この戦いによって、当主の輝盛を失つた江馬氏は打撃を受け、飛驒国内においては三木自綱が台頭したと推定される。しかし、以後も江馬時政なる人物の活動が確認できる。江馬時政は天正十二年（一五八四）四月、河上用介に対して荒木郷の土地を給付している（史料⁵³・⁵⁴）。したがつて、八日町の戦い以後も江馬氏は存続し、

大般若經裏書卷第六百

さらに旧領の支配権を保持していたことになる。これが江馬氏の独立性の維持を示すものなのか、三木氏の体制に組み込まれたのかは断定できない。しかし、この時代の三木氏の知行宛行が当主による直形式でなされている（舟坂文書「三木秀綱跡職安堵判物写」等）ことから、傘下の旧領主一族にその権限を付与していたとは想定し難い。よって、前者の可能性が高いと考える。

（三）佐々成政軍の高原郷侵攻

後の加賀藩の家老・山崎家の家臣団に関する戦功覚書である「山崎家士軍功書」のうち、野上甚左衛門の戦功記載には、佐々成政軍が高原郷に侵攻したと記されている（史料⁵⁵）。これは天正十二（十三年）（一五八四～一五八五）の間に起こったと想定されている（高岡徹一九八八）。江馬氏は「高原の城」を明け渡し、「岩屋堂」（現在の高山市上宝町岩井戸か）に籠もつて戦うが、攻め落とされたと記されている。どの程度の勢力を保っていたかは不明であるが、天正十年以降も江馬氏が健在であったことが確認できる。

六 金森氏の飛驒統一と江馬氏の終焉

（一）金森軍の飛驒侵攻と江馬氏

天正十三年（一五八五）閏八月、羽柴秀吉より三木氏征伐の命を受けた金森長近・可重父子が飛驒に侵攻する。その際、金森長近は高原郷に禁制を交付している（史料⁵⁶）。そこには「高原江馬知行分」とあるため、この直前までは高原郷に江馬氏の知行地が存在したと考えられる。飛驒に入国した金森氏は速やかに国内を制圧し、三木氏当主の秀綱は死亡する。隠居していた三木自綱は降伏して京都に隠棲し、天正十五年に没している（大下永二〇二〇e）。

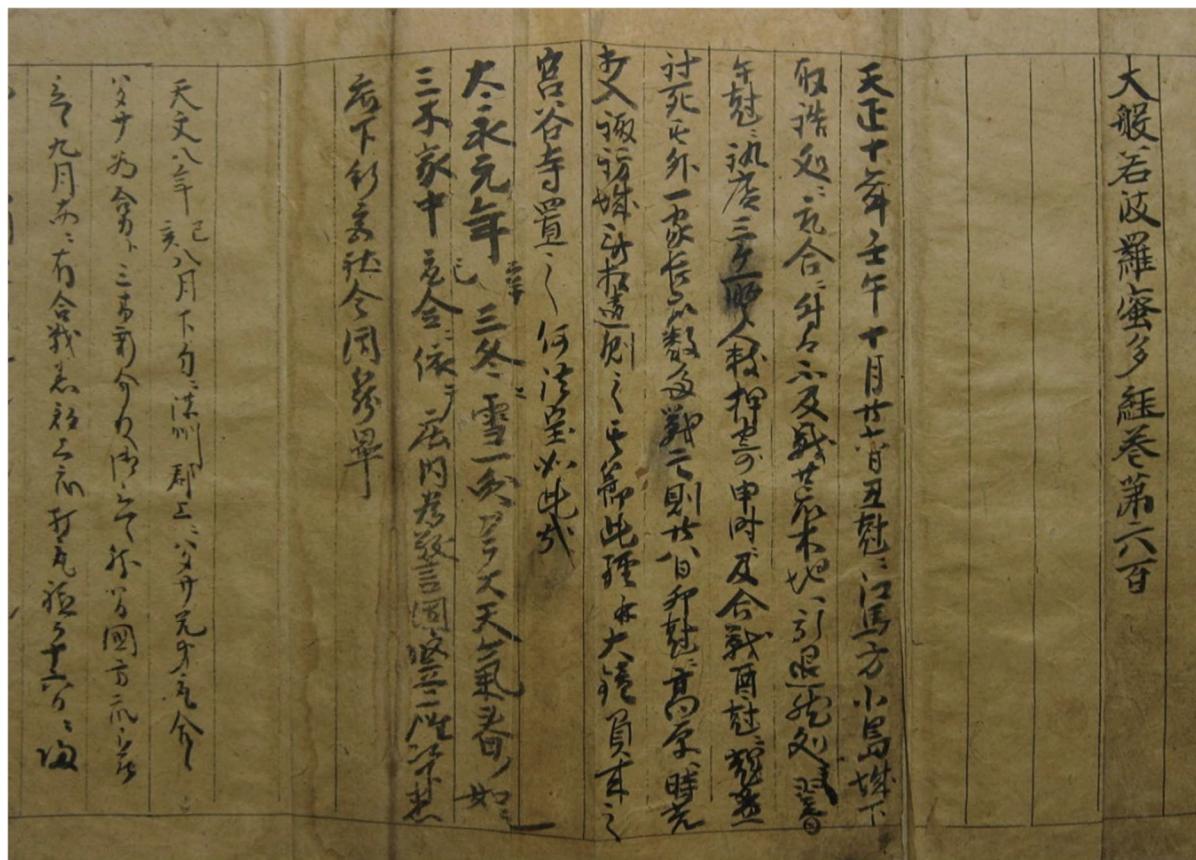


図2 大般若經裏書（寿楽寺蔵、県重要文化財）

金森氏の侵攻時、江馬氏は当初金森氏に付き従うが、その後に他の牢人衆とともに一揆を起こして滅ぼされたと伝わる。この一揆については、後述する通り複数の史料に見えるため事件自体は史実と捉えられる。しかし、一揆の経緯や実態は不明であり、江馬氏がこれに関わって滅ぼされたことを示す直接的な記録は確認できない。よつて次項では断片的な情報から一揆の経過と時政をはじめとする江馬氏の関与を推測したい。

(二) 飛驒統一直後の一揆について

金森氏の飛驒統一直後である天正十三年から翌十四年（一五八六）にかけ、飛驒国内で一揆が起つたことは史料から確認できる。天正十四年九月に吉城郡角河の善照・同郡古川上町の淨正・益田郡小坂の西了・吉城郡大村の正善ら四名連名で長屋喜三（金森可重）に対して出された起請文（史料⁵⁹）によると、去年（天正十三年）の一揆について、聞名寺は一切関知せず、今後は法印様（金森長近）に対しても一切反抗しない、不穏な動きを知つたならば即日報告する、と記している。天正十五年（一五八七）、照蓮寺から同じく長屋喜三（金森可重）宛ての起請文（史料⁶⁰）でも、前年（天正十四年）の一揆について、先の文書と同様のことが述べられている。これらの史料からは、金森の入国直後から一揆が起り、翌年まで金森氏に対して反抗的な動きが飛驒国内にあつたということが想定できる。そして、その構成員には一向衆がいた。聞名寺や照蓮寺が直接関与したかは断定できないが、恭順の起請文を提出している以上、関係があつた可能性は高い。

それでは、江馬氏をはじめとする旧領主層の一揆への関与はどうだつたであろうか。まず、金森氏が飛驒に入国するに際して石徹白

（現在の郡上市白鳥町石徹白）の領主であった石徹彦右衛門（長澄）に対して事前調整を指示している。天正十二年（一五八四）九月と推定される石徹白長澄宛ての金森長近書状（金森文書）には「牢人衆へ油断無く才覚あるべし」とある。牢人衆の構成は具体的には不明であるが、旧領主層のうち三木氏の体制から溢れた者たちが金森軍に参加したことは間違いなさそうである。

次に一揆の実態及び牢人衆の関与が見える史料を紹介する。天正十三年九月十日付及び十七日付けで後藤新二郎宛てに金森可勝の判持による、飛驒國中で起つた一揆に際して「妻子」を連れて

「當城」にこもり、程なくして「古河表」で一揆勢を追い払ったことについて後藤を称賛している（史料^{57・58}）。この「古河表」とは恐らく古川郷内と考えられる。また、籠つた「城」については、この段階では同地域の増島城は築城前であつたため、旧勢力の居城であった古川城や小島城等が想定される。「妻子」については、発給者である金森可勝（人物不明）の可能性もあるが、長近あるいは可重の妻子である可能性も想定できよう。

続いて後の加賀藩家老・横山家の家臣団に関する戦功覚書である「横山家士軍功書」のうち、斎藤内蔵助の戦功記載にも、飛驒国内における一揆の記載がある（史料⁶¹）。これによると金森長近が上方へ留守中に飛驒国内の牢人・一揆勢が反抗し各所に火を放つた。一揆勢は宮（現在の高山市一之宮町）の城を取り巻いたので金森可重が手勢を宮に差し向けて交戦し、敵の首を打ち取つた。さらに、国々の牢人のうち徒者（下級の武士）が川原に討入り、村々を夜討ちするのでこれらの者共を絡めとつた、斎藤内蔵助も諸所を訪ね、大坂峠（現在の十三峠）を通る際に敵と見合つて四名を捕らえて

高原まで至つて引き上げた、とある。

これらの記載は、あくまで二次史料の引用であるため注意が必要であるが、そこからは以下の状況が推測できる。

- ・一揆勢には牢人（武士）が参加した。
- ・一之宮の城へ籠つた勢力には可重が手勢を差し向けて鎮圧。
- ・古川郷周辺でも一揆が起こり、金森軍は金森一族の妻子とともに城にこもり、程なくして一揆勢を退けた。
- ・一揆勢は村々を夜討ちしたり、大阪峠にも潜伏する等、広域的・散発的な戦闘が行われた。

事件の変遷を推測すると、一之宮の城に籠つたり、古川郷の金森軍を脅かすといった組織的な反抗があり、それが集束した後もしくは同時に、村々を一揆勢の残党が襲う散発的な戦闘が起こつた。やがて一揆勢は住民にとつても厄介な存在と成り、天正十四年には根絶された。これらの牢人衆に江馬時政をはじめとする江馬氏が関与していたかは不明であるが、少なくとも江馬氏の旧領であった大坂峠付近でも戦闘が行われ、その後に江馬氏の飛驒における活動が認めきれない状況から、この一揆に関連して滅亡した可能性は想定できる。江馬氏がどのように歴史の表舞台から姿を消したか、その実態は不明であるが、少なくとも中世から近世への転換期に領主としての姿を失うこととなつたことは間違いない。

七 おわりに

本稿では同時代史料を中心として、江馬氏に関する事績を整理した。編年で整理する中で、本稿では記載を省略した史料も複数あるが、江馬氏が活動する時期を通した歴史的変遷は概ね整理すること

ができた。江馬氏は室町幕府に連なる武士としての役割を持ち、幕府の権威が失墜して守護領国制が崩壊すると高原郷の統治に起点を置きながら周辺の有力大名と結ぶことで戦国時代末期まで生き残つた。そして、八日町の戦いで三木氏に敗れ、その後に残存した江馬氏の勢力も金森氏の統治下まで残ることは無かつた。残された文献史料から、江馬氏は古くから高原郷に根を下ろし、長期間領主として有り続けた状況が確認できる。それは中世の各段階における政治的な変化に江馬氏が的確に対応し続けた状況が推測できる。

江馬氏の拠点における在地の活動は文献では十分に確認できない。しかし、本書で示すように測量調査・発掘調査・歴史地理的検討等、様々な視点の研究が進展することによつて、拠点の実態や変遷の様相が推測できるようになつた。今後はこれらの成果と文献に残る江馬氏の事績をより総合的に検証する必要がある。

西暦	元号	月	日	ことがら	史料番号
13世紀ごろ				江馬氏が高原郷に入ったとされる。	
1342	康永1	12	5	「江馬左近将監忠繼」天龍寺造営の儀礼の際に小侍所の武士として佐々木佐渡判官入道(京極高氏(尊譽))の馬を引く。	1
1372	応安5	12	14	「江馬但馬四郎」広瀬氏を通じ、管領細川頼之から、山科家領を押領した守護被官人・垣見氏を排除するよう命令を受ける。	2
1381	永徳1	7	2	「江馬但馬四郎」稻垣氏を通じ、管領斯波義持から、山科家領を押領した守護被官人・垣見氏を排除するよう命令を受ける。	3・4
1383	永徳3	7	5	「江馬能登三郎」守護被官人の垣見氏とともに山科家領飛驒国江名子・松橋を押領する。守護京極氏に排除するよう命令が出される。	5
1388	嘉慶2	5	16	「江馬民部少輔」室町幕府奉行人より山科家領の段銭催促を停止するよう命令を受ける。	6
1471	文明3	10	5	「江馬左馬助」室町幕府奉行人より山科家領飛驒国岡本上下保・石浦・江名子・松橋を、姉小路氏とともに現地で治めるよう命令を受ける。	7・8
1472	文明4	7	29	「江馬左馬助」管領細川勝元に対し、幕府に忠節を尽くすと書状を出す。	9・10・11
1484	文明16	8	28	「江馬三郎左衛門元経」小八賀郷の代官に任命される。	12・13
1489	長享3	5	6	禪僧 万里集九、高原郷・荒木郷を訪れ、「江馬閣下」の饗応を受ける。	14
1490	延徳2	4	15	江馬氏、相国寺に仏事段銭千疋を納める。	15
1491	延徳3	5	6	「江間殿」室町幕府奉行人から北野社領飛驒国荒木郷の回復を命じられる。以後、江馬氏が北野社領の飛驒国荒木郷の所領經營を委任される。	16・17
1492	延徳4	6	11	「和尔平太」江馬氏の使いとして北野社の年貢催促に対し、南円院に納めに行く旨の返答を行う。	18
1517	永正14			このころ、江馬氏と姉小路氏が争う。	19
1540	天文9	1		三木氏に嫁いでいた江馬氏の娘が死去。三木直頼、江馬氏に憚って直後の能興行を取りやめる。	20～23
		8		三木新九郎、東美濃に出兵。姉小路三家・廣瀬氏とともに「高原(江馬氏)」も軍勢を出す。	24
1542	天文11	10	3	「江馬左馬助」本願寺に礼に訪れ、伊勢氏の庶子と名乗る。	25
1559	永禄2	10	12	武田信玄、荒木郷の土地を麻生野右衛門大夫に宛行う。	26
1560	永禄3			「江馬常陸介輝盛」荒木郷折敷地の住吉神社に餽口を寄進。	27
1564	永禄7	7	2	上杉輝虎、織田信長宛の使者が飛驒を通過するにあたって江馬輝盛家臣の河上伊豆守・中務少輔に便宜を図るよう依頼。	31・32
		夏		甲斐武田勢が飛驒に侵攻する。上杉軍が川中島で武田軍を押さえたことで、八月には飛驒から撤退する。飛驒勢は三木良頼と江馬輝盛が上杉に付き、江馬時盛は武田に付く。最終的に時盛が降伏する。	29・30・33～36
		12	23	江馬時盛、上杉方へ血判誓紙を提出。以後時盛の動静見えず。	37
1565	永禄8	5		武田信玄、江馬輝盛に所望の具足を届けるために各関所に通行の便宜を通達する。	38
1571	元亀2	6	13	江馬輝盛、河上伊豆守を使として上杉謙信と音信する。	39
1572	元亀3	9	18	江馬輝盛、三木良頼の代理として越中の上杉軍に参陣。副将は和仁備中守。江馬勢は程なくして飛驒に戻る。	40～43
1573	元亀4	4	25	江馬輝盛、河上中務丞を使として、武田信玄死去の可能性を上杉家臣の河田長親に伝える。	44・45
1575	天正3	6	28	江馬輝盛、長篠合戦等の情勢を上杉家臣の直江大和守に伝える。	46
1577	天正5	閏7	8	上杉謙信、魚津出馬にあたって江馬家臣の河上定次に連絡を取り合う。	47
		閏7	16	江馬家臣・河上定次、上杉家臣・河田長親に書状。江馬輝盛は以前のとおり上杉氏に懇意にすること、上方の情報報を報せることを約す。	48
1578	天正6	10	27	江馬輝盛、河上用介に商いを許可する。	49・50
1582	天正10	3	11	江馬輝盛、信長に人質を差し出し、信州攻めに出馬する。	51
		10	27	江馬輝盛、三木自綱と荒木郷八日町で合戦に及ぶ。輝盛が討ち死し江馬氏敗走(「八日町合戦」)。翌28日に三木方の小島時光が高原諏訪城に攻め入り落城。	52
1584	天正12	4	14	江馬時政、河上用介に荒木郷の土地を給付する。	53・54
1584～85	天正12～13			この時期、佐々成政軍が高原郷に侵攻。江馬氏は「高原の城」を明け渡し、「岩屋堂」に籠るが攻め落とされる。	55
1585	天正13	閏8		羽柴秀吉の命を受けた金森長近・可重父子が飛驒に侵攻。金森長親、高原郷(「高原江馬知行分」)に禁制を交付する。	56
1585～86	天正13～14			飛驒国内に一揆が起り、金森軍によって鎮圧される。一揆中及び以後に江馬氏の動静は見えず。	57～61
1588	天正16			金森長近、高山城・増島城の築城を開始したとされる。	

表 1 江馬氏関連年表

関連史料

【凡例】

- ・本稿に関連する史料を以下に掲げる。
- ・史料は刊年順で掲載している。
- ・史料は編年順で掲載している。年号・人物等の推定を示す（）標記の内容についても、引用元に従っている。
- ・□・「」は、原本における判読不能・欠損を示す。
- ・引用刊行物は以下のとおり。史料名に引用刊行物の数字を表示している。

【引用刊行物】

- ①岐阜県一九六九『岐阜県史』（史料編古代・中世一）、②同一九七二『岐阜県史』（古代・中世二）、③同一九七三『岐阜県史』（史料編古代・中世四）、④同一九九九『岐阜県史』（史料編古代・中世補遺）、⑤神岡町一九七二『神岡町史』（史料編上巻）、⑥古川町一九八二『古川町史』（史料編一）、⑦丹生川村一九九七『丹生川村史』（資料編一）、⑧下呂町一九八六『飛驒下呂』（史料二）、⑨鹿王院文書研究会二〇〇〇『鹿王院文書の研究』思文閣出版、⑩竹内理三一九七八『増補續史料大成』第二十四卷（蔭涼軒日録四）臨川書店、⑪竹内秀雄校訂一九七二『史料纂集・北野社家日記第三』群書類從完成会、⑫市木武雄編一九九三『梅花無尽藏注釈二』続群書類從完成会、⑬竹井英文二〇一七『史料紹介』石川県立図書館蔵（山崎家士軍功書）『東北学園大学東北文化研究所紀要』四九号、⑭東京大学史料編纂所一九九三『大日本史料』（第十一編之二十）、⑮竹井英文二〇一六『東北学園大学東北文化研究所紀要』四八号

（中略）

小侍散状云、付年齢次第不同云々、有官任日次第同日歿次第無官同前

松田備前次郎左衛門尉盛信 四十

長井斎藤左衛門尉定保 五十三

秋元彦六左衛門尉定保 五十三

中沢弥六左衛門尉兼基 四十二

吉河次郎左衛門尉経直 五十三

片山彦三郎左衛門尉高親 三十一

山口六郎左衛門尉衡可 五

同彦七左衛門尉貞衡 一

真下中務丞広仲 四十

伊自良左近将監知清 廿七

同左衛門次郎知国 廿四

江馬左近将監忠継 廿五

山内掃部允兼俊 廿四

多賀谷平二光忠 四十二

高山七郎久保 廿二

俣野安八宗忠 二十一

大草弥九郎公重 廿

次兩將着座御棧敷簾中之後、召出木工等、（中略）

次大工三拝、役人漸進出、

次引祿、

被物一重

馬二疋

一疋鶴毛駒置貝鞍、桃井下野守進、

（中略）

真下引之、
江馬引之、

江馬役（後略）

【史料2】「足利將軍家御教書案」（山科家古文書）③

前左右衛門督教言卿雜掌申、飛驒國江名子・松橋等領家職事、所被下

- 同五日、勅使并両將軍詣寺、（中略）
- 兩殿御出供奉人
- （中略）
- 十二月二日、天晴 上棟
- （中略）
- （中略）
- （中略）
- （中略）

院宣、守護家人垣見左衛門藏人・同左近藏人等濫妨云々、早江馬但馬四郎相共、沙汰付下地於雜掌、可執進請取之状、使節不可有緩怠之状、依仰如執達件、

(二三七二)

応安五年十二月十四日 武藏守御判

(細川頼之)

広瀬左近将監殿

【史料3】「足利將軍家御教書案」(山科家古文書)③

山科宰相雜掌申飛驒国江名子・松橋両郷領家職事、守護被官人垣見左衛門藏人・同左近藏人等押領云々、早江馬但馬四郎相共、退彼妨、沙汰付下地於雜掌、可被執進請取状、更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

(二三八一)

永徳元年七月二日 左衛門佐在判

(斯波義将)

伊勢(貞長)蟠入道殿

【史料4】「伊勢貞長施行状案」(山科家古文書)③

山科宰相家御領当国江名子・松橋両郷領家職事、任七月二日御教書之旨、江馬但馬四郎相共、沙汰付下地於彼雜掌、可取請取、若有子細者、載起請文詞、可有注進候也、謹言、

(二三八一)

永徳元年

(伊勢貞長)

七月廿二日 心定判

稻垣三郎殿

【史料5】「足利將軍家御教書案」(山科家古文書)③

山科前宰相雜掌申、飛驒国江名子・松橋両郷領家職事、^(官)被管人垣見新

【史料8】「伊勢貞宗書状案」(山科家礼記)③

山科殿御家領、就飛驒国所々事、被成奉書候、於国儀者、任御成敗旨、無如在、諸篇可被申付之由、被仰出候間、内々自私令申、心事期後信

候、恐々謹言、

(文明三年)

十月八日

(伊勢貞宗)

江馬殿御宿所

【史料9】「細川勝元書状案」(山科家礼記)③

藏人相語江馬能登三郎等、及濫妨狼籍^(藉)云々、太不可然、所詮不日退彼輩、可被渡付雜掌、若有緩怠有者、可有殊沙汰之状、依仰執達如件、

(二二八三)

永徳三年七月五日 左衛門佐在判

(斯波義将)

佐々木大膳大夫 殿
(京極高秀)

【史料6】「室町幕府奉行人連署奉書案」(山科家古文書)③

飛驒国江名子・松橋郷段錢之事、可被止御催促之由候也、恐々謹言、

(二三八八)

嘉慶二

五月十六日 備中守口口判

(松田)

丹後守貞秀判

謹上 江馬民部少輔殿

【史料7】「室町幕府奉行人連署奉書案」(山科家礼記)③

山科内蔵頭家雜掌申、飛驒国岡本上下保・石浦郷并江名子・松橋郷等事、被返付訖、早莅彼所致合力、可被沙汰居雜掌之由、被仰出候也、仍執達如件、

(四七二)

文明三

十月五日 為信

(飯尾)

之種

(飯尾)

姉小路中将家雜掌

姉小路左衛門佐殿

江馬左馬助殿

就國之儀、江馬左馬助不可有疎略之由、注進到来□□□、向後致忠節之趣、被仰談候者、可然候、恐々謹言、

(文明四年)

七月廿九日
勝元判
(細川)

姉小路左衛門佐殿

【史料10】「細川勝元書状案」(山科家礼記)③

就國之儀、巨細承候旨、不可有等閑候、向後別而被抽忠節候者可然候、委細猶秋庭備中入道可申候、恐々謹言、

(文明四年)

七月廿九日
勝
(細川)
口(元)判

江馬左馬助殿

【史料11】「秋庭備中入道書状案」(山科家礼記)③

就國之儀、自屋形以狀被申、此間者、於京都時「」子細にて、御返事遲々候、今度山科殿様御申候間、委細被申御礼、以後弥御忠節可然存「」、期後信時候、恐々謹言、

七月廿九日
(文明四年)
沙弥

謹上
江馬左馬助殿

【史料12】「室町幕府奉行人奉書」(烏丸家文書)⑦

飛驒国小八賀郷事、去一乱中地下人押妨、于今不休云々、言語道断之次第也、早退彼妨、任当知行之旨、可被全所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十六年八月廿三日
前大和守
(花押)
(飯尾元進)

散位(花押)
(清元定)

【史料13】「江馬元経請文」(烏丸家文書)⑦

飛驒国小八賀郷御代官職之事、就望申被仰付候、畏入存候、仍御年貢年中仁七拾貫文嚴密可執沙汰申候、後年之事者、重而以加增之儀可申

延徳三
(四九二)

日野烏丸家雜掌
(癸光)

【史料15】「蔭涼軒日録」⑩(延徳二年(一四九〇)四月一五日条)
(前略)又御仏事錢堅被仰付于兩奉行、時松田対馬守、飯尾彦右衛門尉在殿中云、已前五万疋許、御仏事可然乎之由愚白之、只今其半分足付有之、自公方五千疋、武衛三千疋、赤松千疋、武田二千疋、江馬千疋、大内国役残三千疋、同香錢万匹、以上二百五十貫文有之、相殘分尚々可督諸家云々、(後略)

【史料16】「室町幕府奉行人連署奉書」(北野社家日記)⑪

(延徳三年七月五日条)
一、北野宮寺領飛驒国荒木郷内上分事、近年押領之間、神事退転、太不可然、所詮不日沙汰付社家雜掌、被全所務、可被遂神事、更不可有難渋之由被仰出也、仍執達如件、

延徳三
(四九二)

定候、万ー有不法懈怠之儀者、雖為何時、御代官職可被召上候、仍請文狀如件、

文明十六年八月廿八日
江馬三郎左衛門元経(花押)
烏丸殿
御奉行所

【史料14】『梅花無尽藏』(第三上)⑫

(長享三年五月)

五日。出吉野。透過家谷之閨門。始嘗飛驒州山川之嶮。預想帰岐陽之旧廬覩節物、今已齟齬。(漢詩略)
六日。入高原。脱鞋於旅戸。江馬閣下贈以芳樽角黍。晚間營華膳。招余展待。

開閣主人初待吾。滿盤風味、置江湖。東漂西泊、栖無定。自笑、身成六日蒲。

七日。扣飛州、太平山安国精舍、集雲軒主盟、公藏局之室。迷宿焉。

境有百花潭万里橋。(漢詩略)

八日。公老人挽留、設浴室。又為留一宿。(漢詩略)

九日。江馬閣下下出十余夫三馬送余。十余夫之懶。馬上呵之。(漢詩略)

十日。漸過飛州入濃。(後略)

五月六日 長秀(松田)判

守護(飯尾)

為則(飯尾)同

【史料17】「室町幕府奉行人連署奉書」（北野社家日記）⑪

（延徳三年七月五日条）

一、北野宮寺領飛驒國荒木郷事、近年守護押領之間、嚴重神事及退転之條、難測神慮者歟、所詮不日可沙汰社家雜掌之旨、被成奉書訖、宜存知之由被仰出也、仍執達如件、

（四九一）
延徳三

五月六日 長秀(松田)判

為則(飯尾)同

江間殿

【史料18】『北野社家日記』⑪

（延徳四年四月一八日条）

一、自姉小路御使在而、飛州荒木郷事、江馬方へ可被仰由也、

（延徳四年六月一日条）

一、飛驒荒木郷内神用事、今日も江馬方へ申遣處、南円院へ納來由返答在之、奏者者和爾平太と云者也、此方使国分也、

【史料19】『宣胤卿記』⑥

永正十四年閏十月
十九日、陰、午後晴、為朝済行言綱朝臣許。依招引也。

（清維「卿」）
檜柑一折遣姉小路前宰相留守。子済俊・女房等在京也。

国儀江馬没落属理運云々。遣国状同遣之。状初書和歌一首、

たかきその道もかはらで位山跡あるまゝにのぼれとぞおもふ

此事忘却書之、非納言所望「參議」還任事申之

（後略）

前宰相納言事、去正月踏歌前申入候ハ「候」、処、就一盲可為如何哉之由、入道前内・余兩人ニ勅門御使新大納言。内々御会等参候事也、夜陰公事不可有子細歟之由、為彼卿扶持申入之処、入道前内府不可然

之由依申所存、無御沙汰、遣恨刻(遺カ)、就国錯乱事、二月歟下国也。

父基綱卿ハ興十餘代中絶任納言。自先御代年来之懇望不休、已及病席

頻申入之間勅許。于時立(往)国、宣旨死後下着歟。

（後略）

【史料20】『三木直頼書狀寫』（禪昌寺文書）④

謹而貴札委細致拜見候、

一娘御之氣相得太驗候、雖然、少宛雖差出候、定而可爲本腹之條、御

心安可被思召候、

一先日被申候是之内衆被取退候條、種々以調略返付候、雅樂介方一人、

是ハ遠路候之間、今明日中定而可致歸宅候條、可御心安候、彼働共、

此刻無是非次第候、唯無分別迄と存斗候、

一烏根之様體、慥蒙仰候、不及是非儀候、雖然大納言殿無何事、御高

名之御働共、可然祝着存候、左手者此方之報返候由承候、無是非候、

罷歸以貴面可申上候、又被仰越様體、委細令存知候、

一新介所々之御米之事、委細意得候、

一江名子之御米之事、人夫之儀蒙仰候、是又意得申候、但大野邊迄罷歸候而可申付候、可被成其意候、不可存疎略候、今少娘御之氣相見合罷歸候、目出以貴面可得御意候、恐惶謹言、

（天文八カ）
三月十日 直頼（花押影）

三木右兵衛尉
直頼

進上禪昌寺

【史料21】『明叔錄』（禪昌寺藏）⑧

（略）庚子正月念七、大檀越直頼公長男良頼公室、卒然逝矣（後略）

天文九孟下澣、明叔叟慶済（後略）

【史料22】「三木直頼書狀寫」（禪昌寺文書）④

昨晩參上候旨、被成御披露由本望候、仍而能衆之儀、如御意徒に遣候事、雖無念千萬候、江左平仁之覺悟にて無之候條如此候、雖然御内儀候案、小七に可申聞候、但引物召遣候間、彼者も如何可申候哉、能衆之内證も被聞召度事に候哉、我等は一旦之斟酌候、可被成其御意得候、

折節取籠候間、心事奉期面上之時候、可得御意候、恐惶謹言、

卯月十五日
（天文九カ）
直頼（花押影）

三木右兵衛尉
直頼

進上禪昌寺

【史料23】「三木直頼書狀寫」（禪昌寺文書）④

猶々、彼見物不可仕事無念之至候、さりながら、吹毛候て見、

疵時分候間、不任心中候、ちと被成御光臨座敷之體被御覽間敷候哉、仁谷様江も雨中御徒然奉察候由、此申事共申上度候、雨中御徒然奉察候、今日弓興行之儀雖申談候、此雨之間相延候、就夫能衆之事、一番可仕候由申候、雖然江左心底之儀、今日百ヶ日之仕上之由候條、見物仕候者、邪路に可被意得候、小七は爲法樂興行仕度之由、雖申事候、先々於爰許、法樂も不仕候條、今更作物之様に候間、無用候、乍去是迄罷越、一兩日逗留之儀候間、一圓不可及是非事も無座候條、只今湯付を相調、一座召引物

「ちとくすきのそき可

有御沙汰候哉、先日如申候、東堂様御座之儀候之間、興行仕候て、雖可懸御目候、江馬方覺悟平仁にて無之内人候之條、如此存事候、殊更

馬代太刀已下可出候間、一段殘多存斗候、公界邊外聞にも不立入候事、

當御容仁に御座候間、對申東堂様慮外之様に候て、迷惑仕候、可然様御取成爲可奉頼言上候、何也可預御意得候、可得御意候、恐惶謹言、

五月六日
（天文九カ）

三木右兵衛尉
直頼（花押影）

進上禪昌寺
衣鉢閣下
直頼

【史料24】「大般若波羅蜜多經奧書」（壽樂寺藏）②

（五一卷）

「天正九季庚子三木新九郎殿濃州土岐殿江出頭、東美濃米田嶋城・野田城、同日二城三ツ落居候而被罷通、隣國覺無比類候間、三ヶ所廣瀬・高原ヨリ、人數百、二百宛合力候間、其爲禮義、三木右衛門尉殿直頼十月出国候而、三ヶ所江御越候而、數日滯留候間、御家來衆へも悉酒を作りノマセ候、三ヶ所廣高へも、兵庫樽五十荷ツ、御持參候也、如此新左衛門尉殿直弘家督相續候時書之、十月廿二日」

【史料25】『天文日記』⑦

天文十一年十月三日

飛州江馬左馬助爲礼來臨、自伊賀守方、頼堯方へ有書状也、以二献会候、相伴ニ經厚呼也、二献メ者湯漬引物式・菜七・盃江馬始之、酒中ニ太刀出之、即又遣之、

△伊勢守庶子之由也、起座之時於次之間送之也、

【史料26】「武田信玄書狀寫」（修驗脇田大成院文書（飛州志所載））④

別而入魂之間、雖少地候、□_{（荒カ）}木口百貫之所進之候、猶依忠節、一途之所可渡置候、其國之儀、馳走可爲祝着候、恐々謹言、

〔武田信玄〕

永禄貳年十月十二日
花押

麻生野右衛門大夫殿

【史料27】「折敷地住吉神社鰐口銘」⑦

江馬常陸介輝盛 寄進

春掛住吉神社社頭

永禄三庚申

甲・信両国之軍勢、於飛州不可乱妨狼藉、若背此制止者、可行嚴科者也、仍如件

永禄七年甲子六月十五日

【史料28】「村上國清書狀寫」（上田伯教氏所藏文書（飛州志所載））④

其以來、遙々無音之由候而、自輝虎、以飛脚被申入候、其國何條子細共候哉、承度候、以前如申入候、四郎殿江雖可及御音信候、連々貴所以御取成、重而可被啓候、惣別老父事、貴國之取次を被申候き、於拙夫も、毛頭不相替、可令馳走心底候、如斯之儀、可然様御取成任入候、當國相應之儀、無御隔心承、尤不可有無沙汰候、猶若林采女悉可申越候間、令略筆候、恐々謹言、

二月十日 村上國清（花押）

河上式部少輔殿

【史料29】「武田信玄書狀」（千村文書）④

去年義昌御越候、為返禮信玄父子參候、不然者、愚息四郎可差越候旨

存候之處、打續關東在陣、更不得寸暇、因茲、至于今日遲勝類、寔慮外不淺次第候、餘無沙汰無際限候間、先以工藤七郎左衛門尉申候、可然様馳走可為本望候、何様世上無為之時節、洗馬邊迄信玄參可申述候、次飛州之模様可有彼口上候、恐ゝ謹言、

（永禄七年）（武田信玄）
六月九日（花押）

千村右衛門尉殿

山村三郎左衛門尉殿
（良利）

【史料30】「武田信玄制札」（信濃史料）⑦

（武田信玄）
朱印

高札

【史料31】「上杉輝虎書狀」（藤井忠太郎氏所藏文書）④

以前以若林采女允輝盛江申届候處、雖不初儀候、其方取成故、彌入魂之旨喜悅候、向後之儀も無二可申談心中二候、畢竟取成任入候、猶村上源五方可有演說候、恐ゝ謹言、

七月一日（上杉）輝虎（花押）

河上伊豆守殿

同中務小輔殿

【史料32】「上杉輝虎書狀」（岡田紅陽氏所藏文書）④

追而、織田信長ニ爲音信、使僧差遣候、路次中無相違様馳走賴入候、以上、

以前、以若林采女允、輝盛江申届候處、雖不初儀候、其方取成故、彌入魂之旨喜悅候、向後之儀も、無二可申談心中二候、畢竟取成任入候、猶村上源五方可有演說候、恐ゝ謹言、

（永禄七年）
七月一日（上杉）輝虎（花押）

河上伊豆守殿

同中務少輔殿

【史料33】「武田信玄書狀写」（諏訪文書）④

向飛州出勢、然者此時得勝利、諸卒歸府安泰候様、參籠于神前、武運

長久之祈念、可被凝精誠事肝要候、恐ゝ謹言、

(永祿七年)

七月十九日

信玄

上諏訪

(諏訪賴忠)
大祝殿

【史料34】「武田信玄感狀」（山村文書）③

今度自飛州被納入衆候砌、敵慕候處、被挑戰、頸^壹檜田次郎左衛門尉

（昌志）

被討捕條、寔戰功感入存候、猶吉利左衛門尉可申上候、恐ゝ謹言、

八月七日

信玄（花押）

山村^{（食候）}三郎九郎殿

【史料35】「上杉輝虎書狀」（窪田条次郎氏所藏文書）③

切書披見祝著候、今度時盛再亂、無是非次第候、然不違先忠、輝盛相^{（江馬）}談有而、越中境被取除之儀、誠忠功不淺候、因茲高原へ調議之義、

姉小路良賴与輝盛同意ニ預届候間、則越中衆申付爲及手合候キ、其上

も無心元間、信州河中嶋へ出馬及六十日、立旗甲州相押候故、時盛惱

望之間、和睦之由、先以可然候、向後弥輝盛可被加意見事、簡^{（肝）}要至

極候、萬余村上義

清可爲傳說候、恐ゝ謹言、

(永祿七年)
十月廿日

輝虎（花押）

河上式部丞殿

【史料36】「河田長親書狀写」（河上氏所藏文書（飛州志所載））④

翰札披見、祝著之至候、仍而今度時盛重而被爲背国方、晴信御一味、

（武田信玄）

（江馬）

就越中之郡靜謐歸馬、從輝盛爲音信、中務丞被差越候、入魂

（河上富信）

【史料37】「江馬時盛書狀寫」（歴代古案）④

貴札拜見本望至極候、如仰去秋以誓詞申入候處、唯今預御使者、殊黒毛馬被懸御意候、畏悅之至候、隨而條^{（肝）}蒙仰之旨非別心候條、任承旨以血判申候、向後別而御入魂可爲滿足候、猶草間出羽守歸路之刻、可申上候條不能具候、恐惶謹言、

(永祿七年)
十二月廿二日

時盛（花押影）

河上中務丞殿
(富信)

山内殿

人々御中貴報

【史料38】「武田信玄判物」（江馬匡氏所藏文書）④

江馬輝盛殿具足就所望、三井市藏被差遣、馬荷物五駄・人荷十人、山通道可爲勘通候、如件、

永祿八年丑五月
信玄（花押）

諸關中

【史料39】「上杉謙信書狀」（河上氏所藏文書（飛州志所載））④

追而白布三端遣之候、以上

之至喜悅候、自今以後彌可申談心中無他事間、尙以可然様、
其方取成相極候、抑ゝ爲音信、筭干到來祝著候、猶中務丞可
有口裏候、恐ゝ謹言、

六月十三日(元龜二年)
河上伊豆守殿(上杉)
謙信(花押)

【史料40】「三木良賴書狀」(小島明二氏所藏文書)①

(端裏切封)

尙ゝ、被相尋本望候、委細兵衛佐可申候、

越中之儀付而、懇示給本望候、賀州衆出勢之儀候條、良賴事、自身可
相勵雖覺悟候、此中相煩、散ゝ式候而、不任心中、人數之儀申付候、
輝盛出馬之事候(間)條、今之分候者不可有指儀候、於時宜者可心易候、
恐ゝ謹言、

八月廿日(元龜三カ)
良賴(黒印)

(宛所裁断)

【史料41】「上杉謙信書狀」(上杉文書)④

重而申遣候、夕部自敵落來者申分者、當月中ニ大手口へ信玄可打出候、

物裏を可見由申候、何方三而も奉公同事候、爲如何も、頸城・春日山(景綱)
(越後)

凶事出來候者、勞功有間敷候、早ゝ春日山へ移、直江談合候而、用心

(肝)

要候、一人も爰元ヨリ返候者共、在郷江返間敷候、身之事者、爰
元見合可歸城候、一足も身之出候得者、爰許敗軍之様ニ見え申候、淺
間敷體候、身之、背下知、一人も爰元へ越候者、口惜候、其元之用心、

千言萬句候、山吉者も纏而可返候、昨晩江馬方被打著候、爲此迎
源(村上国清)五方被越候へ者、自敵陣可乘切様ニ見へ候つる間、出備候得者、
あなたヨリ此方之武見之衆へ押懸候、豊前守者共助合、敵十餘討捕、
富山へ押籠候、其時惣備敵出候つる、身之事者、見知不申候、
吉益(柏耆守)・五十嵐申分者、三千不足之由申候、又身之見量ニハ、四千内
外之由見切候、兎角ニ四萬・三萬與申つる趣、不審ニ候、跡之陣ニ者、
小旗も人數も一切無之候つる、昨日自未明、小旗を巻、火宮筋へ無際
限敵歸候、是ハ越前衆敗軍共申候、又増山衆拂陣共申候、又能州當方
江連ゝ被申候つるが、加様之義ニ付而共申候、其故敵之人數無衆ニも
候歟、不審ニ候、萬吉重而謹言、

九月十八日(元龜三年)
河田対馬守殿(上杉)
謙信(花押)

(吉久)
山吉孫次郎殿

(豊守)
河田対馬守殿

(高常)
北條下総守殿

(吉久)
山崎秀仙

(山崎秀仙)
專柳齋

(蘿景、上杉景勝)
長尾喜平次殿

追而、爰元者可心安候、見詰候間、留守中さへ來月十日比迄無事ニ
候者、本意者疑有間敷候、以上、
又申候、此方之人數ヨリはツ(抜群)く無少候、以上、又申候、其元火急

之義候ハゝ、當陣ハ增人數可越候、其人數先留置、其元之用所ニ可

立候、又無事ニ候者、此方ハ可越候、彌知ヘハ黒瀧衆差越候、

不動山(越後)ハ者庄田(秀定)越中守(越後)越候間、本庄清七郎(秀綱)をば春日山(越後)ハ可召寄候、

開發も同前ニ可召寄候、以上、

【史料42】「上杉謙信書状写」(住氏所藏文書)④

当表江出馬ニ付而、為祝儀太刀一腰到来祝着候候、猶此表之様

子河田豊前守可申越候、恐々謹言、

九月十八日 謙信(花押影)

和仁備中守殿

【史料43】「上杉謙信書状」(佐藤家文書)⑤

内々自是可申遣處、從輝盛預音信大慶候、隨而輝盛帰國為知候は、外見に候間送をも可申付處、不時ニ帰路候、於世間悪様に可申唱事、笑止々々、乍去於愚老不懸氣候間、如最前入魂相違有間敷候、爰をば可然様に取成可為大慶候、猶輝盛江申候間不能重意候、恐々謹言

十月十四日 謙信(花押)

河上強内殿

【史料44】「江馬輝盛書狀」(上杉文書)③

(包紙ウハ書)「河田豊前守殿 江馬よりノ状 輝盛」

頃者疎遠之條、令啓候、仍先度爲返禮、謙信・信長江被仰合、子細ニ付松倉迄御納馬之由候、其後無御左右候、新地兩城共、堅固之御仕置

申由、示給候条、快然候、中務方ハ懇ニ承候趣、令存知候、愚拙之儀、

聊非疎略候、可御心易候、西表模様可示給候、尙中務可申候、恐々謹

言、

卯月廿五日 江馬 輝盛(花押)

河田豊前守殿 御宿所

【史料45】「河上富信書狀」(上杉文書)③

(包紙ウハ書)「河田豊前守(元龜四年)ハ河上中務丞よりノ狀」

御屋形様松倉迄被納御馬之旨、示預候、信長与被仰合子細御座候旨、

態令啓上候、仍此間者不申展候、御床敷奉存知候、隨而先度者、

御屋形様松倉迄被納御馬之旨、示預候、信長与被仰合子細御座候旨、

拙者雖可罷下候、諸事用所等付遲候、敵方備指儀定有間敷存知候、併

無御弓(足利義昭)斷可被仰付事專一候、一 上方之義、信長御上洛ニ付、

公方様被去御座候而、被成御懇望、二才之御曹子様人質ニ信長(足利義昭)ハ有御渡、御無事之由、然共、御館石垣以下被直候、京中一變ニ候而、若君様有御供奉、江州棹山迄御納馬候處、都ニ被殘置候信長臣下衆、公方様へ有被申事、再亂由而、又自棹山御上洛と承候、如何与相果可申候哉、海道說之分申入候、一 信玄之儀、甲州ハ御納馬候、然間、御煩

由候、又被成死居(去)候共申成候、如何、不審存知候、一 濃州・尾

州之儀、甲州入与有陣觸由申候、此段候者、信玄御越度も實説かと存知候、右此条ハ、御屋形様ハ雖可申上候、巷議不實存知候付、無其儀候、事實ニ承候者、可申入候、定而其方へも、種々雖可被聞召候、海道說之分申入候、替子細候者、追而可申上候、恐惶謹言、

河上中務丞

卯月廿五日 富信(花押)

河田殿

まいる 人ゝ御中

【史料46】「江馬輝盛書狀」（上杉文書）③

（包紙ウハ書）

直江大和守へ

江馬

輝盛

（端裏切封）「」

（端裏付箋）「輝盛より直江大和守へ書状」

猶ゝ折ゝ可申儀、因無差儀、乍存疎意候、意外候、有御心得、

御取會賴入候、

當年未申通、疎遠背本意条、貴殿江捧書狀候、軒而雖可令啓候、越中

表へ可有御出馬之旨承、矯遲候、併無沙汰之至候、可然御取成任入候、就中、關左平均之由、弥重候、越中寺嶋雖逆心候、早ゝ被相靜、滿足候、次上方信長、勝頼、於三州、去月廿一日一戰、甲衆失利敗北候、苦茗一箱進入候、

表一儀候、尙使僧可申候、恐ゝ謹言、

六月廿八日 輝盛（花押）

直江大和守殿

御宿所

【史料47】「上杉謙信書狀寫」（松雲公採集遺編類纂）④

態用一翰候、仍向能州爲調儀當地へ、不日魚津出馬候、然處信長出張之由申通候、今累年之望此節に候間、無二可付實否由令覺悟候、年來

（江馬）

申合首尾此時候、其口出様ヶ間敷候、先去年如約一際、輝盛馳走候様調法任入候、諸口於擬者可心安候、猶節ゝ様子儀、委可被申越候、目出重而恐ゝ謹言、

（天正五年）閏七月八日

謙信（花押影）

河上強内殿

河上強内殿

【史料48】「河上定次書狀寫」（歴代古案）④

御書畏而致拜見候、抑、能州爲御調儀、被出御馬旨、輝盛へ一札則御報被申候、此剋能州可應御下知與珍重奉存候、次上表之事仰候、賀州筋へ可有行様ニ申成候、如何與存知置候處、去五日ニ信長京上之旨慥承候、然上者指義御坐有間敷候、輝盛儀如前ゝ聊不被存疎意候間、不替御芳意可忝候、上方珍說候ニ付而者、可申上候趣、可預御披露候、恐ゝ謹言、

（天正五年）

閏五^七月十六日

定次

（長親）
河田殿

【史料49】「江馬輝盛折紙」（河上文書）③

尙以於末代、少も違亂有間敷候、以上、

商人方之義、諸事上下宿に付ても、其方覺語^{（語）}ニ相任候條、法度之義、意得可申付者也、仍如件、

天正六

十月廿七日 河上用介とのへ
輝盛（花押）

【史料50】「富秋外四名連署狀」（河上文書）③

尙以於末代ニ、少も相應^{（達カ）}有間敷候、以上、

商人方之義、諸事上下宿に付ても、其方覺語^{（語）}ニ相任候條、法度之義、意得可申付者也、仍如件、

（天正五年）

天正六

十月廿八日

富房
（花押）

富次
（花押）

富胤
（花押）

直久
（花押）

富秋
（花押）

河上用介殿

時政様へけいやくにつき、中山彌四郎分少時いたし候、并重而荒木於下切、壹貫貳百文被進候、以此筋目、時政様へ御奉公肝要候、殊我等同名之儀候間、聊如在有間敷候、如件、

天正十貳年

卯月十四日

河中
富信
（花押）

富春
（花押）

【史料51】「江馬輝盛書狀寫」（左古氏所藏文書（飛州志所載））③

今度者小姓之儀三付、以飛脚申入候節、無用之由承候、任其意候、至今信州出陣之由承候條、罷出候、殊被出御馬旨、於其段者、於信州御

禮可申上候、彌御取成奉賴候、恐惶謹言、

三月十一日 輝盛（花押影）

矢部善七郎殿

參御宿所

【史料52】「大般若波羅蜜多經奧書」（寿樂寺藏）②（六〇〇卷）

天正十年壬午十月廿六日丑尅刻二、江馬方小島城下取詰處ニ、取合ニ

付而、不及戰荒木地へ引退、然處翌日午尅ニ訛庵、三ヶ所之人數押寄、

申時ニ及合戦、酉尅ニ輝盛討死江馬、其外一家長衆數多戦亡、則廿八日卯

尅ニ高原へ時光打入、諷訪城無相違則之、其節此經并大鐘負來之、宮

谷寺置之、何法寶如此哉、（後略）

【史料53】「江馬時政折紙」（河上文書）③

其方河上同名ニつゐて、中山彌四郎分いたしおき候、并重而荒木於下切、壹貫貳百文出置候、以此筋目、殿村上切ニ可致不足候、委細ハ河上千丸可申候、仍如件、

天正十貳年

卯月十四日 時政（花押）
（江馬）

【史料54】「河上富春・同富信連署狀」（河上文書）③

一、放火之事
右条、堅令停止訖、若違犯之輩於有之者、速可加成敗者也、

【史料55】「山崎家士武功書」（石川県立図書館蔵）⑬

（略）

野上甚左衛門申上分

一、私生国越中、先主斎藤二郎右衛門城尾ニ有候時、飛驒越中ノ堺猪ノ谷と申所へ敵しほやと申仁大將仕罷出有候時、二郎右衛門はせむかい合戦仕候時、一番鎧を合申、則しほや責ほろほし申、其時之仕合、彼所の者共并斎藤喜左衛門と申もの、于今越中ニ有之、能存申

候御事、

（略）

一、其後、飛州之住人、江馬と申仁、おなし国高原の城ヲ持候て有之を、内蔵助かたより彼城へ取懸申候処、江馬右之居城を明、岩屋堂と申所へ引籠有之をせめのほり、私一番鎧を合申候、則つき崩申候、此時のせうこ、内蔵助鉄砲大將脇本荒介と申仁能存申候、此荒介ハ今程浅野紀伊守殿ニ罷有申候御事ニ御さ候、私青山佐渡守殿。同豊後殿代まで罷有、其後長門所へ罷出、十一ヶ年罷有候御事、

（後略）

【史料56】「金森長近禁制」（金森文書）③

禁制
高原江馬知行分

一、亂妨狼籍事
（江馬）

天正十三年壬八月日 長近（花押）
金森五郎八

【史料57】「金森可勝判持写」（秋田藩採集文書）⑯
(城下諸士文書十)

以上

此度國中一揆之節、妻子召つれ、當城江籠、則古河表相勦之處ニ、悉追拂候、貴所持之段、法印下國付ハ、可申聞候、仍如件、

天正十三

九月十日

金森源八
可勝（花押）

後藤新二郎殿

【史料58】「金森可勝判持写」（秋田藩採集文書）⑯
(城下諸士文書十)

國中一揆之節、當城へ早妻子引添被籠候儀、忠節候、不移時刻一揆共追拂候、右通法印下國候者、可為申聞候、為其如此候、以上、

天正十三

九月十七日

金森源八
可勝（花押）

後藤新二郎殿

まいる

【史料59】「正善等連署起請文」（聞名寺文書）⑬

敬白 起請文之事

一、去年一揆ほうき仕候段、聞名寺へ者、一圓きかせ不申御事
一、向後奉対法印様へ、諸事如在を存間敷候御事
一、いか様之儀三御座候共、御國之ため悪き取さた御座候ハ、早速
其日に御註進可申上候御事
以上

右、條々偽於申者、忝

如來上人様之蒙御罰、奉頼御本願ニモレ、無間地獄墮在可仕候、仍起
請文之狀如件、

天正十四年九月廿七日 善照（花押）
よしきの郡角河

同古河上町
浄正了（略押）
ました郡おさか

西了（略押）
大むら

正善（略押）
（後略）

長屋喜三殿

【史料60】「照蓮寺貞奉起請文案」（勝鬘寺文書）⑬

一、去年當國一揆蜂起之儀、一切不存候事
一、向後之儀も対法印様江、諸事如在を奉存間敷事
一、御國中ニおるて、一揆之取さた、又者いか様之儀ニ候共、法印様
御為惡儀承候者、其日ニ注進可申上候事
右、此之旨、偽於申上者、

天正十五年

九月十三日 照蓮寺
貞奉

【史料61】「横山家土武功書」（石川県立図書館蔵）⑯

武百石 斎藤内蔵助
(略)

一、金森法印ニ飛州を被下候、法印ハ上方へ被罷登留守中ニ、國々之牢人并一揆共取立在々致放火、宮と申所之城を取巻申ニ付、金森出雲宮江手遣被仕候処ニ、我等も彼先懸一番三首討申候、右之様子、水野内匠・長屋平左衛門可被存候御事、
一、飛州ニ而金森法印入国之刻、國々牢人之内徒者共川原へ打入候而在々夜討を入、百姓共迷惑かり申ニ付、私ニも致才覚、彼徒者共揚取申候歟、不然ハ討捨ニも仕候へと被申付候ニ付、方々相尋申候処
二、折節紛者ニ罷成、大坂与申所罷通申処を見合候而、四人揚取、
高原と申所方引上申候、此義ハ長屋平左衛門方能々被存候御事、
右之条々少も相違無御座候、以上、